

H16自民党名古屋市議団政務調査費訴訟

領収書と支出報告書の文書提出命令出る

全国で5例目の文書提出命令

自民党名古屋市議団に支払われたH16年度政務調査費(個人経費)1億3500万円の返還を求める住民訴訟(名古屋地裁民事9部)で、原告の市民オンブズマン側が申し立てていた「政務調査費報告書(黒塗りのないもの)及び添付されている領収書」の文書提出命令が09/1/13づけで裁判所に認められた。

政務調査費の領収書等について、文書提出命令が認められたのは5例目である(全国市民オンブズマン連絡会議調べ)

会計帳簿に かわるものを 黒塗りで提出

平成16年度に自民党名古屋市議団に支給された政務調査費の個人経費分について同市議団は規則で定められている会計帳簿を作っていないかった。

市議団の財務委員長は所属議員から「政務調査費報告書」及び領収書の提出を受け、これらを元に用途基準に適合するか否かを検討し、適合すると判断したものについて報告書の細目ごとの金額をパソコンに入力し、個人支給分(議員1人あたり月額50万円まで)を支給していた。

財務委員長は領収書を項目毎

にまとめて保管しており、現時点では、各領収書がどの議員から提出されたものであるのか、それ自体から特定することはできない。自民党名古屋市議団は議員個人に支給された政務調査費が正当に支出されたことを立証するとして「政務調査費報告書」のうち、何年何月分かを記入した部分と領収書の枚数を記載した部分を除く全てを黒塗りしたものを書証として提出してきた。

市民オンブズマンは支出の実態と収支報告書の記載が異なっていること、政務調査活動以外に支出していることを立証するために、文書提出命令の申立を行った。

市議団は「領収書等は内部文書なので外部に開示される予定の文書でない」と開示されると政務調査活動が阻害される恐れがある」と拒んできた。

名古屋地裁は08/12/25、裁判所のみならず見せる、いわゆるインカメラの命令を出したが、市議団側は拒否した。

名古屋地方裁判所は今回の決定で「地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、補助金、交付金等の交付を受けたものに対して、その状況を調査し、又は報告を徴する権限を有する」ところ(地方自治法221条2項)市長は同権限に基づいて政務調査費が適正に支出されたか否かを調査するため、議長から送付された収支報告書の写しを検討し、会派が調製・保管を義務付けられている会計帳簿及び領収

書について調査することができるものと解される」との初判断を示し、その上で「調製・保管が義務付けられている会計帳簿を調製していない」本件では「収支報告書の内容の適正性を裏付ける書類として保管しているのは本件各文書のみ」として議長又は市長から本件収支報告書の内容を調査するため客観的な書類の提出を求められた場合には、本件各文書を提出するほかはなく、「いずれも専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないもの」ということはできない」と判断した。

また、平成20年4月から名古屋市政務調査費条例が改正され、議長に対して1件1万円以上の領収書の写しを添付することが義務付けられたこともあり、領収書を提出すること自体が議員の政務調査活動を阻害することとなるものでないことは明らかである」とした。これら2点から文書提出命令は認められると判断した。

公開させて市報告と比較しよう

文書提出命令を市議団が受け入れれば、政務調査費の用途の実態がはっきりし、議長への報告と食い違いがあるか、用途基準に反した使われ方がなかったかどうか明らかになる。

本件は現在高裁で審理中。

ダイアップ NEWS

http://www.ombnagoya.gr.jp/ e-mail office@ombudsman.jp

名古屋市民オンブズマン
タイアップグループ - プ機関係紙
1995年10月25日第1号発行
事務局:名古屋市中区丸の内3-6
-41リビル6F弁護士法人リブレ内
tel : 052-953-8052
fax : 052-953-8050

H14自民党市議団 政務調査費共通経費

約142万返還命令も納得いかず

議員の裁量を広く認めつつも、「議員の日常生活当然必要」はダメと限定

自民党名古屋市議団に支給された2002年度政務調査費の「共通経費分」12,038,898円中、監査委員から返還勧告が出た6,923,885円を除く5,115,013円の返還を求める住民訴訟判決が09/3/26に名古屋地裁であり、昼食代と会派機関紙の一部、合計1,422,225円の返還を命じた。原告の名古屋市民オンブズマンは控訴する予定。

目的と判断基準が ごちゃまぜに

今回の判決では政務調査の目的は、地方議会の活性化を図るためとし「議員の調査研究活動の基盤を充実させその審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ観点から見て、調査研究活動に付随する費用等市政に関する調査研究を行うために必要となる費用も含まれる」というべき」と議員の裁量を広く認めつつも「議員の日常生活上当然に必要となると認められる費用については、それが市政に関する調査研究を行う際に支出した費

用であっても、公金をもって充てるべき実質を欠くものは、当然には政務調査費と認められないものというべきである」と、一部限定した。しかしこれでは目的と判断基準がごちゃになり「何でも許されることになる。」ことになる。

昼食はダメ 機関紙各区版費用1/3のみダメ?

【今回の判決で、政務調査費として認められないと認定されたもの】
議員総会昼食代 542,300円
理由 昼食は日常生活上当然に必要なため
執行部会 政調会昼食代 29,925円 理由 同上
会派機関紙「自由市民」各区版費用の約1/3 850,000円
理由 市民への情報提供と、議員自身のPRが含まれ、PRは適合しない(なぜ1/3かは明確にされていない)

陳情コーヒー代OK? 機関紙全区版はOK?

【今回の判決で、政務調査費として認められると認定されたもの】
会合飲食(陳情者の対応の際のコーヒー代) 29,620円
理由 市政に関するものと政調会長が判断した場合に

のみ注文しているため
懇談会費(ホテル会議室使用料+コーヒー代) 137,168円
理由 予算要望を作成するためのもの コーヒー代の金額は特定できない
・自由市民「全区版」1,668,000円
理由 公報のために支出した費用も、市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合すると解される
・自由市民「各区版費用」約2/3 1,690,000円
理由 同上
・予算要望書印刷費 168,000円
理由 市職員、市民に知らせることで要望事項を明らかにし、意思を的確に収集、把握するための前提となる情報提供という側面を有する

最近の高裁判決に逆行する「古い考え」

高裁の判断を仰ぐ予定

名古屋市民オンブズマンの新海聡弁護士は「昨今の政務調査費をめぐる高裁判決は、用途を限定する流れになっているが、今回の名古屋地裁判決はその流れに逆行する。高裁の判断を仰ぎたい」と述べている。

日程 : 名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ				2009年 4月以降	
月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
4	24	金	15:30	議長の責任を問う住民訴訟 判決	名古屋高裁
4	26	日	11:00	愛知県市民オンブズマン連絡会議 県内情報公開度ランキング打合せ	未定
5	14	木	10:15	名古屋市裏金情報公開訴訟 弁論	名古屋地裁

*毎週火曜日午後6時半から例会・火曜会を弁護士法人リブレ(大津橋南100m東側、リビル6F)で開いています

カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 名古屋市民オンブズマンタイアップグループ

名古屋市長選立候補予定者

本紙綴じ込みにアンケート集計結果

本当に今必要なのか？150億円で復元予定の本丸御殿工事凍結を申し入れ

名古屋市民オンブズマンは2月6日、名古屋市が150億円かけて行う名古屋城本丸御殿復元事業について「失不況の今、行うことではない」として事業の凍結を求め申し入れを行った。

この大不況時に必要か？

未体験の経済危機にある現在、不況の嵐が強いほど行政に対しては多くの早急な対応が求められている。

減少する一方の予算の用途は、優先順位を選択しながら実行しなければならない。生活支援・雇用支援・中小企業への事業継続支援等々に優先するものが、この復元計画にあると考えているのか。財源にそのような余裕があるのか。

資金計画のずさんを危惧

本事業の資金確保は担保されておらず見通しも立っていない。寄付も予定額の50億円にまだ10億円も足りない。寄付・国の補助・県の補助による資金計画も現時点では明確な説明もできない状態だ。国、県共に財源減少に苦慮している現実で、貴重な税金を本事業へ投入するような状況ではないと考えるのが常識だ。

原寸大レプリカに

文化的価値なしと文化庁

文化庁文化財部記念物課は06年8月24日本事業について以下のように説明している。

本復元計画は「忠実に再現される『原寸大のレプリカ(模造品)』であり、つくられた時点では『文化財』ではなく、史跡名古屋城を理解するための有効な施設である」と市長発言の「将来は世界遺産に登録されると思っている」との認識差は余りに大きく虚しい。

失業者殺到も「起爆剤」?

市長の1月19日の定例記者会見では「派遣切りへの対応は自治体としての対応の限界を超えている」とし、国、県の支援を求めているにもかかわらず、同日の本事業着工式の挨拶では「名古屋の起爆剤になる」と意味不明、論拠不明な楽観的な発言をしている。

報道によれば名古屋市に対する生活保護申請を含めた「住居のない人からの相談」が09/1/5-14の短期間で約1000件に上ること。緊急宿泊所の関連経費が予算630万円の6倍以上に膨らむ見通し。他の生活保護扶助経費も当然増加する。今日のように切迫した事態に直面している中での上記、市長発言は現状認識と危機意識ともに我々市民感覚とは大きなズレがある。

そもそもこの本丸御殿復元計画は「元気な名古屋」と自負していた時期に飛び出てきたものであり、経済の非常事態である現在なら到底発案できない事業である。

我々名古屋市民オンブズマンは、今行政に何が一番求められている施策かを真摯に見極め早急に実行することを求める。本復元事業への取り扱いは次期市長に委ねることが適切と考える。

栄交差点でチラシまき

2月8日(日)、栄交差点でタイアップグループメンバーが本丸御殿凍結を訴えてチラシまきを行った。

チラシはまだありますので、必要な方は事務局まで。



マイクで訴える、市川一夫・名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ名古屋城本丸御殿凍結運動実行委員長

名古屋市緑の審議会情報

2年半かけてようやく開示

塩漬け土地検討 資料今頃公開

名古屋市の財政の足を引っ張る「塩漬け土地問題」に関し、有

識者らが議論する「名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会」の会議録、配付資料の一部非公開に対してH18.6.26に異議申立を行っていたところ、H20.11.26に名古屋市情報公開審

査会で、ほとんどを公開すべきとの答申が出たためH21.1.23、開示された。塩漬け土地の解決に対して、市民に情報を公開せずに先送りしていった罪は重い。

民間指定管理者の名古屋市施設 情報公開請求できず

民営化で情報公開できず

名古屋市が民間の指定管理者に委託している「なごやボランティア・NPOセンター」に対し、名古屋市には無く指定管理者だけが持っている情報入手しようとしたところ、規程に不備(保有文書を対象とせず、定款等のみ可能)があり情報公開請求できなかった。

名古屋市情報公開条例(第37条の2)では、指定管理者も情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしていたにもかかわらずである。

オンブズの指摘で 請求できるように はなったが

この指定管理者は、その後規程を整備したが、請求対象文書は09/2/1以降に作成・取得した文書に限られている。

他施設も調査を

今回、1カ所ではあるが民営化された指定管理者の情報公開規程の不備が見つかった。他指定管理者はどうか調べようとした

が、名古屋市の情報公開窓口では、他団体分については現在資料入手中とのこと。

愛知県の情報公開窓口では、全指定管理者の情報公開規程が閲覧に供されており、ざっとみたところ民間事業者もきちんとした規程をもっていた。

指定管理者については、うまくいっているところもあれば、問題ありとされるところもあると聞く。

市民に情報公開をすることで、問題を未然に防ぐことができるはずである。早急な取り組みを期待したい。(内田 隆)

* コラム 正しい眼で見よう *

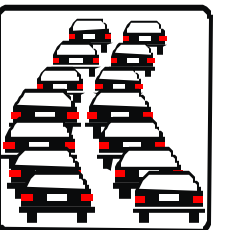
ETC車限定 土日高速1000円乗り放題?

「なぜETC車限定なのか? 1000円乗り放題は本当に私達にとって喜ばしく楽しい事なのか?」『ETC車』には『車載器』『セットアップ料金』『年会費』等多額な金が必要なのです。また今回の割引により道路建設にかかった費用の中に国に支払っている金が2年間で5000億円足りなくなりその金を政府は私達国民の税金で補填しようとしているのです。車に乗らない人も同じです。なぜその様になるのか?

天下りと利権の巣窟にメスを!

それは天下り法人と道路族の「高速道路システム高度化推進機構」の国交省天下り団体です。「自分で調べて下さい」そうなのか? やっぱりそうか? はい、そうです。甘い餌を下げられて騙されているのです。騙される私達が馬鹿ですか? 本当は騙するのが一番悪いのです。

この様な大きな問題をなぜ「マスコミ」は取り上げ報道しないのでしょうか? 私達はその中にある本当の事は何かをしっかりと見つめなければなりません。私達が安心して暮らしていける日まで。(市川一夫)



不明朗な現金とは?

愛知県の裏金発表では架空請求や売り上げをごまかして作って横領したカネを「不明朗な現金」と言っている。

「不明朗な現金」とはいったいなんのことじゃ? そいえばぼたくりキャバレーの全盛時代に「明会計!」などという看板が流行ったが? 盗みや横領も愛知県では不明朗行為というのか?

盗んだ金は盗んだ金だ。「不適正」「不明朗」を「不正」「違法」とはっきり云えるようになるまで、県庁は「伏魔殿」の敬称を返上し県民の信頼を得ることは出来ないであろう。(柴田孝介)

「白い粉」送付容疑者不起訴に

逮捕されたのは 名古屋市職員

昨年12月9日、名古屋市区役所や愛知県庁に「名古屋市民オンブズマン」を騙って「白い粉」を送ったとして威力業務妨害容疑で市職員が逮捕された(09/3/6付けで休職、09/3/18懲戒免職処分)。

オンブズ告訴するも不起訴に

12月10日、名古屋市民オンブズマンが容疑者を偽計業務妨害罪で告訴したが、検察庁は3月27日不起訴処分とした。

担当検事は「容疑者はオンブ

ズの名前を使ったのは市に黙殺されるおそれがあったため。オンブズに悪意はなかった」と言っている」と話している。

なお、同容疑者は脅迫と威力業務妨害の罪で、09/3/27づけで起訴されたとの事。

やっと出た やはり出た！ 愛知県でもカラ出張 「不明朗な現金等」調査申し入れ

2月16日愛知県は「不適正な 経理処理に係る全庁調査の結果 について」(以下「不適正調査結 果」)ならびに「不明朗な現金等 の全庁調査結果について」(以 下「不明朗調査結果」)を公表し た。(単位:円)	【不明朗な現金等】 旅費架空請求 296万 売上ごまかしなど 458万 合計 754万 【不適正な経理処理】 預け金 1億2506万	一括払い 2188万 差し替え 2億2429万 翌年度納入 5億4364万 前年度納入 2億5019万 賃金補助対象外 5866万 旅費補助対象外 2億6600万 合計 14億8972万
---	---	---

カラ出張はほんとにこれだけ??

われわれはことあるごとに「カラ出張・カラ飲
食・カラ雇用などによる裏金作りの実態調査」を
求めてきただけに、今回新たに「不明朗な現金等」
が発覚したことは、私たちの調査に基づく推察や、
寄せられた内部告発ともとれる情報提供が正しか
ったことを示すものにほかならない。

県の悪質な幕引きは許さない！！

今回愛知県が初めて認めた「不明朗」な現金と
は何か? 「不明朗」という言葉遣いに「不正」と
言いたくない魂胆が見え透く。文字通り不明朗で
あるのみならず、その調査についても現金や預金
が発見されたものだけに限定して調査されたもの
である点に、愛知県の調査の不十分さを露呈する
ものだ。

愛知県がこれで調査を終了すると言うなら、私
たちは知事ら愛知県幹部による悪質な幕引きとし
て、知事が会見で宣言した「徹底調査」の名に値
しないものと断ぜざるを得ない。

岐阜県・名古屋市と比較し見劣り

調査対象】
岐阜県「旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印
刷製本費、日々雇用職員の賃金、会議室使用料、
タクシー賃借料、修繕費、講師謝金などの架空
請求により資金づくりが行われてきた。大半は
旅費によるものである。次が相当少なくなって
食糧費によるものである。」

愛知県 現時点での“金庫の中に入っている”現
金や通帳・親睦会等の保管状況のみ調査。「机の
引き出しなど、金庫以外の場所で保管している」
「過去に不明朗な現金を個人で受け取っていた」
「過去保管通帳があったが、使い切った、もし
くは自宅等に保管している」などを調査対象に
しないというのは、まったく理解不能である。

調査手法】
岐阜県では、OB職員及び現職職員に対する書
面調査ならびにヒアリングを延べ6900人
に対して行い、情報公開条例施行直前(平成6年
度)の裏金推計額や、平成10年度における裏
金推計額を算出している。

名古屋市 OB職員及び現職職員に対する聞き
取り調査を延べ13716名に対して行っている。

愛知県 発覚したところだけOBに対面調査した。

過去の疑惑も調査せず

市民オンブズマンは95年ころから継続して愛知
県の裏金を追及し情報公開請求によって、膨大な
資料を保有している。元資料ならびにまとめた一
覧表を貸与するので徹底的に調査するよう申し入
れる。
また私たちの指摘にもかかわらず、調査をこれ
で打ち切るとするのであれば、その理由も聞きい。

申し入れに知事は「開き直り」

これらの申し入れに対して、3月16日知事から回答
があったが「不適正経理については、私的流用はなか
った」不明朗な現金等については、現在の担当職員
に聞き取り 金庫も調べた。不明朗な現金が発見され
た4機関については元職員にも調査した」ので、本県
としては、できる限りの調査を行ったものと考え
ております」と開き直りの回答が来た。

裏金帳簿は一部開示

「裏金帳簿」「通帳」を情報公開請求したところ、
個人名など一部を黒塗りして開示された。
現職・元職員からは、「これで幕引き許すな」という
声も届いている

オンブズマンは今後も愛知県の裏金を追及して行く
予定である。

H15-16自民党名古屋市議団(共通経費分) 政務調査費 約165万返還確定

上告棄却で確定

自由民主党名古屋市議団に支
給されたH15-16年度政務調査費
のうち 共通経費 2870万円の返
還を求めている住民訴訟で、最
高裁第二小法廷は09/1/16名古屋
市民オンブズマン側の上告を
棄却し、約165万円の返還を命じ
る名古屋高裁判決が確定した。

1審は全額の2460万円返還命令

1審名古屋地裁判決では、収
支報告に疑惑がある以上、主張
立証責任は市議団側にあるとし
て、既に返還した平成15年度の
余剰金410万円を除く2460万円
全額の返還命令を出した。

2審は余剰金のみ

2審名古屋高裁では、収支報
告を裁判所に提示してきた以上、
明らかにおかしい平成16年度の
余剰金」以外の違法・不当の主
張立証責任は原告側にあるとし、
原告の請求を棄却した。

今後弁護士費用請求

本件は原告一部勝訴で確定し
たため、市議団側が市に返還し
たか確認したところ、08/5/22に利
息込み187万5869円を返還し
ていたことが判明した。
今後本件の弁護士費用を名古屋
市に請求する予定。(内田隆)

名古屋市の塩漬け土地問題

時価評価判明 含み損438億円

名古屋市財政の足を引く塩漬け土地

名古屋市土地開発公社は、20
08年3月末現在で約71ヘクタ
ル、簿価(取得価格+利子)で約9
37億円の土地を保有している
が、市の時価評価では、約498億
円の価値しかなかった。含み損は
438億円に上る。
しかも、2006年度からは金利
を市が公社に「利子補給」名目で
補助しており 額は2006年度で1
5.5億、2007年度で13.7億円にも
上る。

サイエンスパーク このまま続けるか?

そのうち守山区志段見にある
「なごやサイエンスパーク」事業の
保有土地が約24ヘクタールと3分
の1を占める。簿価は238億円
にも上るが、時価は101億円に下落
した。名古屋市は平成15年9月
に出した「なごやサイエンスパーク
事業の今後の整備方針」で、「平
成25年度までを「長期」として、事
業の完遂をめざす」「Bゾーン
大学・研究機関等 平成25年度
までに集積」「Cゾーン名古屋
民間の研究開発施設等 平成2
2年度までに集積」ふれあいゾー
ン 市民と先端科学技術のふれ
あいの場合 平成22年度までに整
備」としている。

市長選立候補予定者に質問

サイエンスパークを見直すかど
うか、また塩漬け土地問題をどう
するかを、4月26日投票の名古屋
市長選立候補予定者にアンケー
トで聞いた。回答は別項に掲載。

裁判所南の土地は

5.1億で購入し市が
8.8億で買い戻した
が時価はたったの
0.8億円!

市土地開発公社がH3年に5.
1億円で購入した名古屋地方裁
判所南の土地が永年 塩漬け土
地」になっていた問題で、名古屋
市はH20年3月に利子3.7億を
含めた8.8億円で購入していたこ
とが、名古屋市民オンブズマンの
調査で判明した。
この土地は、H17年1月時点
での時価評価では約770万円。時
価のおよそ11倍で買い戻したこ
とになる。

しかし、市は「暫定的に公園に
する」というだけで、具体的な利用
についてはまだ決まっていない。

こんな疑似塩漬け 他にも無いか??

このように、すでに市が買い取
って「塩漬け土地」ではなくなって
はいるものの、市によって活用さ
れていない土地が他にもあるので
はないか。そのような土地がどこ
にあるのか、今後どうするか、ど
うしてその土地を購入することにな
ったのかを、徹底的に情報公開
することを求める。(内田隆)



ほったらかしの「塩漬け土地」
(イメージ)

立候補予定者氏名(敬称略順不同)	本丸御殿			塩漬け土地			裏金		政務調査費・費用弁償	
	現計画のまま継続するつもりか	具体的にどうする	その他意見	なごやサイエンスパーク事業を見直すつもりは	具体的にどうする	その他意見	「裏帳簿」「通帳」の公開は	その他意見	条例改正案提出するつもりは	その他意見
太田よしろう	現計画のまま継続するつもりは、ありません。	大不況のなかで、市民の暮らしが大変なときに、本丸御殿復元は凍結すべきであると考えています。また、マスコミでも、6割の方は、復元凍結・中止です。	名古屋城は市民に親しまれる場であり、文化や技術との保存・伝承は、必要な事業であると思います。しかし、本丸御殿は、市民のくらし、福祉、営業の充実と比べて、今いそいで進める事業であるとは思いません。	なごやサイエンスパーク事業は見直します。	今後の見通しについて検討し、活用の計画がはっきりしないものについては再編し、市民に活用される緑地などとして整地します。また、公社からの買もどし、低金利への借り換えなどを行います。	塩漬け土地問題は、バブル崩壊後の政府の公共事業推進の方針に対して無批判に追従し、開発用地を購入したものです。その後、政府が方針を転換したため、負担が市にのしかかることになりました。これを放置すれば、市民への負担がさらにふくむこととなります。しかし、民間への売却によって、いわゆる乱開発に陥ることも回避すべきです。国の責任を問うとともに、新たな土地の利用を、たとえば、守山区民のみなさんと区民協議会で議論して考えます。	裏金に関する書類は、個人情報を除いて原則公開します。	問題を隠蔽せず、情報を公開することが再発防止につながります。また、裏金が生じる要因を解明し、財政運営で是正すべき点を明らかにすることが、問題の根っ子からの解決になると思います。	政務調査費にかかわる領収書や帳簿類全面公開ならびに、本会議・委員会出席一日1回の費用弁償廃止条例を、議会と協議して提出します。	政務調査費は、名古屋市の一般会計予算が1兆円規模であることから、その適切な支出とよりよき市政推進をさぐるための調査・研究の経費として必要だと考えます。では、どのような項目が必要なのか。議員自ら調査研究のための調査費、研修費、視察費、専門の調査員を雇用する経費、市民の方からご意見を聞き、逆に知らせる公聴広報費、その他の費用は必要です。それらから、議員一人当たり月50万円程度を基準にしてみました。これは、2月議会で改正され実現しました。領収書や帳簿類の全面公開は、調査研究の内容を明らかにする点で、必要です。推薦団体である日本共産党名古屋市民議団は、議会でのこの点を求めています。費用弁償については、交通費しか根拠がなく、1万円は高すぎます。交通費としても、報酬が出ており、支給の必要はないと考えています。推薦団体である日本共産党名古屋市民議団は、現在、この費用弁償を受けとらず、廃止を求めています。以上は、議員活動にかかわり、市民の声を大切にす立場から議会との協議のうえで、条例改正提出を考えています。
河村たかし	ない	ゆっくりにして市民の意見を伺いする。	・この大不況「御殿」は義直公でも慎重にしたのではないかと ・熱田神宮、宮の渡しなど御三家筆頭尾張武將文化全体の中で考えたい。 ・取り壊すつもりはない。	ある	長年にわたって事実上放置されてきた「塩漬け土地」問題は、名古屋市の財政に大きな影響を及ぼしかねない、まさに看過できない問題であり、市長就任後、速やかに対策に乗り出す。まずは、「塩漬け土地」を含む「土地開発公社」のこれまでの運営・経営状況などの実態を調査し、結果を全面公開する。当然、なぜ、これほどの「塩漬け土地」が発生したのか、経緯や原因、さらには責任の所在も含めて明らかにする。 その上で、「塩漬け土地」を今後どのように処理していくべきか、さらには「土地開発公社」の存廃も含めた公有地取得方式の在り方についても、名古屋市として本格的に議論する。そのためには、「緑の審議会」では不十分であり、民間や学識経験者など外部の専門家も含めた「検討委員会」を作って対応する。「なごやサイエンスパーク事業」についても、この委員会で議論することになる。この委員会での議論は、今回の市長選挙の「マニフェスト」で約束したように、情報公開する。	あるが慎重にしていけないであろう。	ある	ある	政務調査費は後払い全面公開 議員費用弁償は実費支給	
細川まさひろ	ない	本丸御殿に関わらず、すべての事業に聖域を設けず、市民の目線で見直してまいりたいと考えております。厳しい経済情勢の中、市民生活を1日も早く回復基調に乗せるためにも施策の優先順位を考慮する必要があります。当面の間、本丸御殿への市税の投入はストップします。	本丸御殿の復元は郷土名古屋のシンボルとして近世武家文化を体験できる屈指の名城として再生するものと考えております。	ある	現行の計画にとらわれず、東名高速道路のスマートインターチェンジも予定されている状況の中で広域的に考えてまいりたい。	近年の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に的確に対応して、新規取得を抑制し、積極的に買戻しを進めることが必要と考える。	文書公開については、係争中であることもあり、事態をしっかりと把握して対応したい。	(私的流用は論外として)年度内に予算を使い切るとする悪い慣習を改めるため、予算の仕組みの見直しが必要と考える。	ない 政務調査費は議員の調査活動の充実を図ることによって審議能力の強化、議会の活性化に役立つよう、地方自治法において制度化され、条例に基づいて支給されているものであり、有効に活用されていると考える。一方改正の必要があれば議院において適切に判断すべきものと考えている。	政務調査費の財源は税金であることから全領収書の全面公開は時代の趨勢であると考えている。